

広島県告示第三百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十七年広島県告示第百九十七号で認可した備後圏都市計画下水道事業福山公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年三月三十一日

広島県知事 藤田雄山

一 施行者の名称

福山市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画下水道事業福山公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十二年二月二十二日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成十七年広島県告示第百九十七号の事業地のうち、福山市今津町字中新涯及び水呑町字落目を削除し、同事業地に、福山市南今津町、沼隈町大字草深字新涯及び大字常石字端田新開を追加する。

使用の部分

平成十七年広島県告示第百九十七号の事業地のうち、福山市山手町字峠前、字高屋、字湯傳、字小田、字高垣、字藤黒、字山根、津之郷町大字津之郷字高垣、字小山、字合戸、字垣内、字久保田、高西町真田字丁卯、高西町川尻字丁卯新涯三ヶ村沖、瀬戸町大字長和字王子原池尻、草戸町字半坂、字替切、字堂ノ奥、横尾町字横尾東、字横尾、字先横尾、千田町大字千田字七丁目、字九丁目、字十丁目、字十一丁目、字十二丁目、字孫才沖、字飴屋田、字スクモ塚、字桶ヶ市、字池口谷、字弓場谷、字向谷、大字藪路字北坪、字下谷、字奥谷及び字孫想を削除し、同事業地に、福山市坪生町一丁目、坪生町南一丁目、坪生町南二丁目、坪生町南三丁目、坪生町字別所、字円正場、字圓正場、字寺向、字鶴丘、字寺奥、字寺ヲク、字寺ヲリ、字辻ノ池下、字辻ノ池尻、字山ノオク、字平奥、字烟正場、字曲ヤ、字半田東、字曾根田、字才ノ谷、字平林、字小板、字横田上、字番ノ池平、字南上ヶ、字長助前、字後平、字禰崎西、字平元、字井柳、字清水丸、字江戸野南、字鎌山、字江ドノ、字釜山、字江ドノ南、字田才、字寶料田、字枯木、字枯木南、字七五砂子上、字沼池、字川原山、字川原山西平、字川原山池口、字川原山池西、字道東、字沼池南曾根、大門町日之出丘、大門町野々浜字ソ子田、字ソ子田上、字石川前、字石川、字三ツ割町、字岩崎町、字セウス、字横田、字カマヤ、字寺前町、字赤岩町、字樋之口町、字外野尻、字野尻、字大平塚ノ下、字池田、字ナル畑、字辻、字佐古後、字雨堤、字宮端、大門町津之下字内田、字信ノ上、字月ノ浜、字八幡下、大門町大門字海雲寺、字西ヶ市、字坂本、字西ヶ市道ノ下、字浜田、字横田、字横田山、字濱田、字

中屋ヶ市、字鳥居前、字中之町、字郷頭端、字惣堂前、字スカ、字疇ヶ市、字浜西道添、
字浜西、字野尻、字郷頭、字郷頭タヲ、字大平塚ノ下、字古新涯、字四反田、字栗元、
字金安前、字金安、字道ノ下、字藏ノ下、字森ノ木、字曾根田、字前、字仁五田、字川
手、字上手樋、字辻、字辻ノ坂、津之郷町大字加屋字水越、赤坂町大字赤坂字スベリ石、
字薬師堂、字大本、字大本前、字宮ノ前、字鹿田、字友田ヶ市、字鳥羽、字馬場、南今
津町、今津町字山下、字長波、本郷町字トントン、字天神前、字丁田、字天神、字内田、
字須方、字山ノ中、佐波町字瀬谷、字当伝、東明王台、瀬戸町大字地頭分字津之尾東谷、
字八反田、字大畠、字立屋坂、字小風呂下、字小風呂、字池原、字津之尾、字小立、大
字山北字櫛ノ木、字九文明、字前田、字加屋沖、草戸町字下山地、水呑町字洗谷妙見道
東、字洗谷向、字洗谷北受、字小水呑谷南、字清水池下、鞆町後地字木節坂、字中島、
字御幸町、字陰平、字東向、字浅ノ谷、字村内、字草谷、字田中、字古城跡、鞆町鞆字
原町、字鍛治町、字閑町、字石井町、神辺町大字川南字領家、字一ノ丁、字二ノ丁、字
三ノ丁、字四ノ丁、字五ノ丁、字六ノ丁、字七ノ丁、字八ノ丁、字九ノ丁、字十ノ丁、
字十一ノ丁、字宇治山、字丙湯坂、字湯坂、字丙、字西ヶ崎、字町、字上古屋、字下古
屋、大字川北字領家、字一ノ丁、字三日市北側、字三日市南側、字小屋、
字七日市北側、字帰谷、字帰、字古城、字南、字納付、字後町、字下石川、字北ノ丁、
字秋丸前、字持田ヶ丁、字上石川、字宮ノ下、字中柳、字北宮ノ下、字南宮ノ下、字宮
ノ後、字八反ヶ坪、字宮ノ前、字湯野前、字馬屋分、字衆御領、大字平野字古市、字名
越、字兼田、字升田、大字十九軒屋字堀ノ内、字兼近、字一ノ丁、字二ノ丁、字十三軒
屋、字垣ノ内、字三ノ丁、字四ノ丁、字五ノ丁、大字新徳田字一丁目、字二丁目、字三
丁目、大字湯野字馬崎、字久貝尻、字溝下、字兼代、字九反田、字追山、大字新湯野字
一丁目、字二丁目、字三丁目、字四丁目、大字道上字十三軒屋、字中坪、字サヤノ下、
字起、字長光、字中川、字深安、字正藤、字一ノ丁、字二ノ丁、字三ノ丁、大字徳田字
堀池、字善正寺、字西善正寺、字中浜、字大塚、字戸井、字落石、大字新道上字一丁目、
字二丁目、字三丁目、字四丁目、大字新十九字一丁目、字二丁目、大字西中条字貝谷、
字藤森、字深水、字相道、大字下御領字高渕町、字艮町、沼隈町大字草深字新涯、字横
引、字茂美ノ島、字汐入、字大烟、字土手添、字龜山、字浜川、字林ノ尾、字向ノ烟、
字中筋、字金堀、字榎尾、字双津、字塚田、字平木越、字柿木迫、字山添、字立割、字
洲ノ端、字榎形、字将木角、字平石、字前阿引、字庵ノ下、字樋ノ上、字先阿引、大字
常石字小迫平、字尾越、字大越根引、字尾越南、字岩端、字松熊、字土生小迫平、字土
生、字東谷、字矢野、字丸山、字大林、字敷名東、字敷名西、字敷名中、字ヒジリ迫、
字敷名、字小尾越沖、字小尾越奥、字沖浦、字西奥、字土生ヲンジ、字名石迫、字尾越
浜、字根引、字上根引、字下根引、字東山、字端田新開、字二段烟、字東山下、字川谷、
字前字根峠、字沖田、字浜、字辻、字小林、字奥池ノ内、字後山、字西ノ谷、字寺ノ上
宮ノ峠、字宮ノ前、字宮ノ前山、字宮ノ後口、字原山、字鍋山下、大字能登原字小桜、
字汐入、字桜西側、字桜横山、字桜庵ノ下、字桜東側、字桜西浜、字白浜、字白浜東側、

字田ノ浜、字立河内西側、字立河内、字明神、字海後、字白浜西側及び字鍋迫を追加し、同事業地のうち、福山市幕山台八丁目、東陽台一丁目、東陽台二丁目、春日町大字浦上字妙砂子、字松ノ前、字上手樋、字平松、字市場、字中山、坪生町二丁目、坪生町四丁目、坪生町字狐原、字的面、字前、字西平、字番ノ池、伊勢丘四丁目、伊勢丘六丁目、伊勢丘八丁目、引野町字中山、字稻荷谷、字日和、大門町一丁目、大門町野々浜字河口、字吹ノ坂、字向山、字堤ノ平、字京田、字戈ノ元、字知原、字林、箕沖町、津之郷町大字加屋字青木、字川添、字道開地、字馬場、字三反田、字堂ノ端、字内水越、赤坂町大字赤坂字正明寺、今津町字安毛之下、字中新涯、字仲間、高西町真田字天保、高西町川尻字天保新涯、佐波町字城山、字岩井神、明王台一丁目、瀬戸町大字長和字王子原、水呑町字大川上新田、字洗谷隨入、字丸山、字渡り上り、字落目、字半坂、字宮坂、字中新田、字洗谷、鞆町後地字吹込、横尾一丁目、横尾二丁目、千田町大字千田字一丁目、字二丁目、字三丁目、字四丁目、字五丁目、字六丁目、字孫才、字沼辺、字後谷、字唐丸、字二ツ川、字瀬戸、字池口、字峠谷、字土井、字小土井、字寺西ノ下、字猫ヶ市、字平ノ前、字大迫谷北平、字小池谷、字岡、字岡ノ下、字白石ノ下、字寺ノ下、字白石、字丸池、大字坂田字永谷、大字藪路字三軒屋、字小藪路、字平畑、字荒神谷東方、字天満下、字緑加地、字本谷、字鶴指、字池ノ上、字大道下、字大道上、字大峠東、字大峠西、芦田町大字福田、新市町大字新市、大字戸手、大字相方、神辺町大字川南字十二ノ丁、字十三ノ丁及び字十四ノ丁の事業地を変更する。